

朗和時報

國籍上四千百二十九名の
收容敵國外人の管理と
移民同化局の手に少だ
ぬ大が同化局では之等
收容者の放免申請の簡
易化をはかる為め昨週
ヒツヨル校事總長によ
り將副敵國外人監向委
員会と稱する總理監官
が創設された。

オルソン氏未所
シカゴ出所事務所代表者ワレン・オルソン氏月
曜未所し所内出所希望者と会見し種々相談に
應する答会見は A.D. 2 同氏の事務所で行はる
會開催

にて公死す可き命を奪
け遭難ジヤー市に向つて出発したる人々の中五十四名は遂に乗船不可能となり之等の人々は全部當明和駄伎所に帰還して鶴湖への隔離就住の様と得つ事と至つた旨三日正戌に發表され天乗船不可能の理由及び其氏名は未だ發表されないが之等の人々は各区の空宅に配住せしむる。

隨て廿二回は某廿八日
出発の予定と発表され
第一回出発者の区長
人員は如左決定され
△五正一四△六区一
△七正一〇△八区一
△八正九区一二△十区
△一△十一区一六△十二
△八△二十三区五△二十四区
△六△二十五区五七△二十六区
△西四△三十四区三〇△三十五区
△五△八△三九区一七△
△十五区三

すべし尚ほ個々会見の
希望者は同席上又は来
週中引取りでアツボイ
ントメントが作られる
参考事会事項
去世一日後の参考会は
△新幹線住者の居住地
△埋葬費是△シカゴ市
キンバー街の日本人
の強制移動問題等の情
報調査をなす事其他
○佐々木氏後任伊十已
參軍夏番川熊吉良組今
○安田前幹事局中代理
就務の佐々木氏に感謝
○安田氏後任に秋波敦
兵を幹事兼会計に推举
○前衛生部員吉不熊吉
氏へ感謝状贈呈を決議

收容外人再審之為公
特別審問委員會設置

交換船乗船不
日本政府の通告又は自
ら申請して故國帰還特
機中の各駁位所在に於く

能者
当所へ迎ふ

ン氏は来る六日来所十一
一日故滞在し大學其他
勉學希望者と会见相談
相手となる筈であるが
水曜日午後八時には世
五区スヌに於て大學入
学希望者及父兄の会食

吾等の所長

レイ・ショーンストン氏

尾張たつぶ野に他のセ
ソタリににして良いと
本山でせばは、設備は
前橋の開拓である。収
容される人間で地
を賣つた日本人ではない
いの事ある。
然るに回教に音が朗和
せば、セイーが十ヶ駐在所
中、明朝セイーとして
顧客に歓へられうか吉
田ヨシコノスト
ンソナシ長の人格の実証也
と云ふ。

ラ頭堂々たる博出しは
無いが太い筋の下人を
見るゝける嘗の博主で
ある。
之の所民から親まる
秋寄の所長ジョンスト
ン氏とはどんな経歴を
持つてゐる人が締合し
やう。
民は曲アカソノ一州
出稼多年四十五年の傍

愛機一機歸

〇〇

地に迫り

自
序

都於

卷之三

二九

猿に止也

卷之二

七

御
賜
の
説

卷之三

Page 1

大勢でハチエラニネ
サイエンス正一元年六
キアイオワ州立大學で
マスター。オグデンエン
スの筆号を授けられた。
大喜卒業後四ヶ年を
建築事業に更に六ヶ年
を農林省農方に從事
し、一九三五年より三
ヶ年農業保護政策の下
に働いた。

九四年六月奉勅住持長に任命された。家定には二男一女があり趣味は狩獵と奥釣りである。(以下三面へ)

盛花長

八月

ヘリ十

卷之十六

十一

易有晉年會

卷之二

雨降る
八月に入り十日と十二日には、毎夕雷鳴が聞こえ、夜は涼しく、朝は露がかかる。毎朝六時半から開場一般の観覧を歓迎する。
選別盃花旗を催す事になつた。毎夕六時半から開場一般の観覧を歓迎する。

所内の朝和青年会では多額の大人バンバしが近く講壇へ駐住するにつづき、四日午後七時半より次々と色メスホールに於て特別大宴会並催すにつき男青年会員は懐れなど出席されたし。前邊撮影された記念写真は当夜配金計が入にて懐子改申並主は國茶碗より愛取られたりし。

朗和青年会

出所許可法改正

帰米市民の取扱ひ要領

所内労働人の就職規定

男子市民の無期限出所に對し所長は章符から出所許可証明書をまたすして出所を許し、所長が今後改正されて、所長は名記に相当する事は無期又は定期出所を許可する権能がない事になつた。

六ヶ月以上天部令の正規警察官、五年以後常務である者、日本に於て会員又は平成民は無期限出所を許可する権能がある。

一、六ヶ月以上日本で正規警察官を受けた市民、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

二、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

三、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

四、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

五、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

六、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

七、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

八、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

九、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

十、三十歳未満の者は無期限又は定期出所が許される事に之等の人々出所の場合は多少の過延を認められる。

映画「父」

上映日更

下映日更

休日

